

折尾愛真高等学校 普通科介護福祉士コースの概要

— 介護福祉士養成施設 福祉系高等学校 —

1. 目的

高齢化の進展に伴い介護福祉に対するニーズも多様化してきました。介護を必要とする方々の生活援助を行うだけでなく、本校の建学の精神「キリスト教教育による人格教育」に裏打ちされた高い倫理観を持ち、尊厳を支える介護の知識と技術を持った専門職を育成しています。また、福祉サービスを利用する一人ひとりが活力ある生活を送り、安心して地域で暮らして行くことができるように地域に貢献できる人間性豊かな介護福祉士の育成をめざしています。

2. 設置者に関する情報

① 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに連絡先

名 称	学校法人 折尾愛真学園
所 在 地	福岡県北九州市八幡西区堀川町 12 番 10 号
代 表 者	理事長 増 田 仰
連 絡 先	T E L 093(602)2100 F A X 093(692)5690
設 置 年	昭和 10 (1935) 年

② 福祉系高等学校等以外の実施事業

愛真保育園（小規模保育事業所）
愛真幼稚園
折尾愛真中学校
折尾愛真高等学校 普通科・商業科・看護科・看護専攻科
折尾愛真短期大学

③ 財務諸表

法人 HP 財務報告書参照：<http://www.orioaishin.ac.jp/about#zaimu>

3. 福祉系高等学校等に関する情報

① 名称、住所及び連絡先、校長の氏名、設置年月日

名 称	折尾愛真高等学校 普通科 健康福祉コース
所 在 地	福岡県北九州市八幡西区堀川町 12 番 10 号
校 長	増 田 仰
連 絡 先	T E L 093(602)2100 F A X 093(692)5690 email: info@orioaishin.ac.jp
設置年月日	平成 21 (2009) 年 4 月 1 日

② 施設設備の概要

建物	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)
	建物 延面積 4,543.84 m ²	16,151.24 m ²	普通教室A	64.80m ²	学内共用	和室	51.30m ²
普通教室B			64.80m ²	学内共用	入浴実習室	102.60m ²	看護科
普通教室C		85.05m ²	学内共用	図書室A	80.14m ²	学内共用	
家政実習室A		81.00m ²	学内共用	図書室B	68.40m ²	学内共用	
家政実習室B		97.20m ²	商業科	保健室	32.17m ²	学内共用	
更衣室		30.30m ²	商業科	談話室	15.67m ²	学内共用	
介護実習室		85.50m ²	看護科				

4. 養成課程に関する情報

① 定員： 26名

② 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）

折尾愛真高等学校 HP 入試事項参照：<http://www.orioaishin.ac.jp/hs/examinations>

③ 費用（令和2年度）

費目	第1学年	第2学年	第3学年	合計
入学検定料	12,000			12,000
入学金	90,000			180,000
授業料	396,000	384,000	378,000	1,158,000
実習費	42,000	42,000	42,000	126,000
施設維持費	36,000	0	0	
その他諸費	308,412	118,780	69,915	497,107
合計	884,412	544,780	489,915	1,919,107

円

※費用は変わる場合があります。

④ 教員数、科目別担当教員名： 教員数 10名

氏 名	担当科目
◎西原智子	介護福祉基礎 生活支援技術（医療的ケアを含む） 介護過程 介護実習 こころとからだの理解 社会福祉基礎 コミュニケーション技術 介護総合演習 福祉情報
○天野絵里奈	介護福祉基礎 生活支援技術（医療的ケアを含む） 介護過程 介護実習 こころとからだの理解 社会福祉基礎 コミュニケーション技術 介護総合演習 福祉情報
○天野 飛鳥	介護福祉基礎 生活支援技術（医療的ケアを含む） 介護過程 介護実習 こころとからだの理解 社会福祉基礎 コミュニケーション技術 介護総合演習 福祉情報
大場 敬太	介護福祉基礎 生活支援技術（医療的ケアを含む） 介護過程 介護実習 こころとからだの理解 社会福祉基礎 コミュニケーション技術 介護総合演習 福祉情報
渡邊 幸恵	介護福祉基礎 生活支援技術（医療的ケアを含む） 介護過程 介護実習 こころとからだの理解 社会福祉基礎 コミュニケーション技術 介護総合演習
和田 悦子	介護福祉基礎 生活支援技術 介護過程 介護実習 生活支援技術 社会福祉基礎 コミュニケーション技術 介護総合演習
田口 直美	介護福祉基礎 生活支援技術 介護過程 介護実習 生活支援技術 社会福祉基礎 コミュニケーション技術 介護総合演習
原田 英行	介護福祉基礎 生活支援技術 介護過程 介護実習 こころとからだの理解 社会福祉基礎 コミュニケーション技術 介護総合演習
渡邊 幸恵	生活支援技術（医療的ケアを含む）
古端 敏子	選・家庭総合

⑤ 使用する教材

教育用 機械器 及び 模型	実習用モデル人形	8体	障害者用調理器具・食器類	1式
	人体骨格模型	1体	和式布団一式	1式
	成人用ベッド	8床	経管栄養シュミレーター	2体
	移動用リフト	1台	吸引シュミレーター	2体
	スライディングボード・マット	8台	吸引カテーテル(50) 各1	2箱
	車いす	30台	万能ツボ(ステンレス)	4ヶ
	簡易浴槽	1槽	セッシン(併式)	2本
	ストレッチャー	2個	鉗子立(大)	2ヶ
	排せつ用具 尿器	8個	気管内チューブ(10)	1箱
	便器	8個	浅型ハット	5枚
	ポータブル	8個	イルリガートル ボリ	5ヶ
	歩行補助つえT字つえ	16本	イルリガートル 台	5台
	ロフトランドつえ	1本	点滴チューブ(25)	1私
	松葉つえ	1本	カテーテルチップ	1私
	盲人安全つえ普通用	25本	器械卓子	2台
	携帯用	25本	胃ろうバルーンチューブ	2台
視聴覚機器-TV/VTR	25本			

⑥ テキスト

新・介護福祉士養成講座 [中央法規出版]	
1. 人間の理解	1 1. こころとからだのしくみ
2. 社会と制度の理解	1 2. 発達と老化の理解
3. 介護の基本 I	1 3. 認知症の理解
4. 介護の基本 II	1 4. 障害の理解
5. コミュニケーション技術	1 5. 資料編
6. 生活支援技術 I	1 6. 別巻 医療的ケア
7. 生活支援技術 II	1 7. 介護福祉用語辞典
8. 生活支援技術 III	1 8. 福祉小六法
9. 介護過程	1 9. 介護福祉士学習ノート
1 0. 介護総合演習・介護実習	2 0. 介護福祉士受験ワークブック

⑦ 介護実習施設等の名称、事業内容及び住所

施設名	事業内容	名称	位置
グループホームいなほ園	グループホーム	特定非営利活動法人グループホームやまびこ	福岡県北九州市八幡西区町上津役東2-21-44
グループホームやまびこ	グループホーム	特定非営利活動法人グループホームやまびこ	福岡県北九州市八幡西区町上津役東3-10-16
認知症対応型共同生活介護グループホーム華里	グループホーム	医療法人権頭クリニック	福岡県北九州市八幡西区八枝3-12-10
認知症対応型共同生活介護グループホームもやい	グループホーム	医療法人権頭クリニック	福岡県北九州市八幡西区竹末1-10-10
認知症対応型共同生活介護グループホーム黒崎	グループホーム	北九州ヘルスケアサービス㈱	福岡県北九州市八幡西区東王子町7-8
認知症対応型共同生活介護ヴィラハウス海老津園	グループホーム	社会福祉法人 局会	福岡県遠賀郡岡垣町大字海老津708-9
認知症対応型共同生活介護グループホーム桜坂	グループホーム	医療法人社団 清涼会	福岡県遠賀郡岡垣町中央3-22-1
グループホーム八幡	グループホーム	社会福祉法人年長者の里	福岡県北九州市八幡東区大蔵3-2-1
軽費老人ホーム(ケアハウス) ゆうあい	ケアハウス	社会福祉法人西日本至福会	福岡県中間市通谷1-36-2
ケアハウスもみじ苑	ケアハウス	社会福祉法人本城会	福岡県北九州市八幡西区藤原4-15-33
智美園デイサービスセンター	通所リハビリテーション	社会福祉法人東筑紫会	福岡県中間市通谷6-7-1
小規模多機能ホームやまびこ	通所リハビリテーション	特定非営利活動法人グループホームやまびこ	福岡県北九州市八幡西区町上津役西2-11-23
介護老人保健施設千寿中間	通所リハビリテーション	社会福祉法人西日本至福会	福岡県中間市通谷1-36-6
伸寿苑デイケアセンター	通所リハビリテーション	医療法人共和会	福岡県北九州市小倉北区篠崎1-5-1
介護老人保健施設ひまわり	介護老人保健施設	医療法人新生会	福岡県北九州市八幡西区町上津役東3-17-10
介護老人保健施設 ひまわりデイケアセンター	通所リハビリテーション	医療法人新生会	福岡県北九州市八幡西区町上津役東3-17-10
介護老人保健施設宗寿苑	通所リハビリテーション	医療法人本城外科医院	福岡県北九州市八幡西区友田2-4-1
介護老人保健施設ナーシング・ケア宗像	通所リハビリテーション	社会福祉法人南十字福祉会	福岡県福津市上西郷734-3
もみじ苑デイサービスセンター	通所リハビリテーション	社会福祉法人本城会	福岡県北九州市八幡西区藤原4-15-33
ウエルパークヒルズデイサービスセンター	通所リハビリテーション	㈱西日本医療福祉総合センター	福岡県中間市通谷1-36-3
産業医科大学介護施設虹の丘デイサービス	通所リハビリテーション	学校法人産業医科大学	福岡県北九州市八幡西区光貞台3-13-10
(医)広正会介護老人保健施設グリーンライフデイケア	通所リハビリテーション	医療法人広正会廣澤医院	福岡県北九州市若松区童子丸2-7-7
介護老人保健施設サンフローズ北九州	通所リハビリテーション	社会福祉法人西日本至福会	福岡県北九州市八幡西区塔野3-16-2
介護老人保健施設あやめの里	通所リハビリテーション	医療法人共愛会	福岡県北九州市戸畑区小芝2-4-18
あますみ園デイサービスセンター	通所リハビリテーション	社会福祉法人三友会	福岡県北九州市若松区大字董住853-4
デイサービスせいかつCAN黒崎	通所リハビリテーション	北九州ヘルスケアサービス㈱	福岡県北九州市八幡西区東王子町7-8
介護老人保健施設清涼苑	通所リハビリテーション	医療法人社団清涼会	福岡県遠賀郡岡垣町中央3-22-1
大蔵園デイサービスセンター	通所リハビリテーション	社会福祉法人年長者の里	福岡県北九州市八幡東区大蔵3-2-1
正寿園デイケアセンター	通所リハビリテーション	社会福祉法人年長者の里	福岡県北九州市八幡東区大蔵3-2-1
穴生デイサービスセンター	通所リハビリテーション	社会福祉法人年長者の里	福岡県北九州市八幡西区鉄竜1-1-10
智美園ホームヘルプセンター	ヘルプステーション	社会福祉法人東筑紫会	福岡県中間市通谷6-7-1
ウエルパークヒルズ在宅介護サービスセンター	ヘルプステーション	㈱西日本医療福祉総合センター	福岡県中間市通谷1-36-3
北九州市立若松ひまわり学園	知的障害児通園施設	社会福祉法人北九州市福祉事業団	福岡県北九州市若松区原町12番34号
北九州市立引野ひまわり学園	知的障害児通園施設	社会福祉法人北九州市福祉事業団	福岡県北九州市八幡西区鉄王1-11-30
北九州市立到津ひまわり学園	知的障害児通園施設	社会福祉法人北九州市福祉事業団	福岡県北九州市小倉北区下到津1-8-8
知的障害者更生施設北九州市立小池学園成人部	知的障害者更生施設	社会福祉法人北九州市福祉事業団	福岡県北九州市若松区大字小敷568-2
知的障害児施設北九州市立小池学園	知的障害児施設	社会福祉法人北九州市福祉事業団	福岡県北九州市若松区大字小敷583-1
障害者支援施設ひびき荘	身体障害者療護施設	社会福祉法人孝徳会	福岡県北九州市若松区大字安屋3310-3
特別養護老人ホーム智美園	特別養護老人ホーム	社会福祉法人東筑紫会	福岡県中間市通谷6-7-1
介護老人福祉施設ひびき荘	特別養護老人ホーム	社会福祉法人孝徳会	福岡県北九州市若松区大字安屋3310-3
特別養護老人ホームもみじ苑	特別養護老人ホーム	社会福祉法人本城会	福岡県北九州市八幡西区藤原4-15-33
特別養護老人ホームサン・グリーンホーム	特別養護老人ホーム	社会福祉法人北九州福祉会	福岡県北九州市若松区大字小敷103
特別養護老人ホームまつかぜ荘	特別養護老人ホーム	社会福祉法人まつかぜ会	福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘2-2
特別養護老人ホームあますみ園	特別養護老人ホーム	社会福祉法人広縁会	福岡県北九州市若松区董住853-4
サンライズ北九州	特別養護老人ホーム	社会福祉法人西日本至福会	福岡県北九州市八幡西区塔野3-16-1
特別養護老人ホームケアイン西天神	特別養護老人ホーム	社会福祉法人広縁会	福岡県北九州市若松区西天神町4-33
介護老人保健施設宗像アコール	介護老人保健施設	医療法人光風会	福岡県宗像市光岡130
宗像医師会介護老人保健施設よつづか	介護老人保健施設	社団法人宗像医師会	福岡県宗像市田鹿5-5-6
介護老人保健施設高倉苑	介護老人保健施設	医療法人成晴会	福岡県遠賀郡岡垣町公園通り1-7-1
介護老人保健施設伸寿苑	介護老人保健施設	医療法人共和会	福岡県北九州市小倉北区篠崎1-5-1
介護老人保健施設グリーンライフ	介護老人保健施設	医療法人広正会廣澤医院	福岡県北九州市若松区童子丸2-7-7
介護老人保健施設宗寿苑	介護老人保健施設	医療法人本城外科医院	福岡県北九州市八幡西区友田2-4-1
介護老人保健施設千寿中間	介護老人保健施設	社会福祉法人西日本至福会	福岡県中間市通谷1-36-6
介護老人保健施設サンフローズ北九州	介護老人保健施設	社会福祉法人西日本至福会	福岡県北九州市八幡西区塔野3-16-2
介護老人保健施設サングレース	介護老人保健施設	社会福祉法人北九州福祉会	福岡県北九州市若松区大字小敷103-1
介護老人保健施設ナーシング・ケア宗像	介護老人保健施設	社会福祉法人南十字福祉会	福岡県福津市上西郷734-3
介護老人保健施設しんわ苑	介護老人保健施設	医療法人親和会	福岡県北九州市八幡西区楠橋南2-19-6
介護老人保健施設清涼苑	介護老人保健施設	医療法人財団清涼会	福岡県遠賀郡岡垣町中央3-22-1
介護老人保健施設あやめの里	介護老人保健施設	医療法人共愛会	福岡県北九州市戸畑区小芝2-4-18
介護老人福祉施設大蔵園	介護老人福祉施設	社会福祉法人年長者の里	福岡県北九州市八幡東区大蔵3-2-1
介護老人保健施設正寿園	介護老人保健施設	社会福祉法人年長者の里	福岡県北九州市八幡東区大蔵3-2-1
グループホーム山王	グループホーム	社会福祉法人年長者の里	福岡県北九州市八幡東区大蔵3-2-1
グループホーム大蔵	グループホーム	社会福祉法人年長者の里	福岡県北九州市八幡東区大蔵3-2-1
特別養護老人型ヨゼフの園	特別養護老人ホーム	社会福祉法人援助会	福岡県北九州市八幡西区青山12-1-1
特別養護老人ホームライフポート若松	特別養護老人ホーム	社会福祉法人若松ライフ研究所	福岡県北九州市若松区藤ノ木2-1-22
介護付有料老人ホーム ヴィラノーヴァ大谷	介護付有料老人ホーム	株式会社サンヴィラ	福岡県北九州市八幡東区天神町2番41号
特別養護老人ホーム ケアイン大鳥居	特別養護老人ホーム	社会福祉法人広縁会	福岡県北九州市若松区大字大鳥居64-1
デイサービスセンター 風の花	通所介護	社会福祉法人風花会	福岡県北九州市小倉北区浅野3-1-3
水光苑	介護老人保健施設	医療法人社団水光会	福岡県福津市日蔭野5丁目7番地の2
あかま	特別養護老人ホーム	社会福祉法人久寿福祉会	福岡県宗像市田久3丁目11-1

⑧ 介護実習の内容及び特徴

1年次 介護実習Ⅰ（5日間）

通所介護（デイサービス）

通所リハビリテーション（デイケア）

＜内容＞ 在宅三本柱としての、福祉サービスの仕事の重要性を知り、高齢者とのコミュニケーションを通して高齢者理解を図ります。

介護実習Ⅰ（5日間）

介護老人保健施設

＜内容＞ 病院と在宅をつなぐ中間施設としての役割を理解し、家庭への復帰を目指し、施設で生活する高齢者の自立を支援する介護福祉士の仕事内容を学びます。

2年次 介護実習Ⅰ（10日間）

特別養護老人ホーム

＜内容＞ 高齢者福祉施設での利用者の生活を知り、その中で利用者の身体的、心理的、社会的な生活課題を理解し、自立生活支援の方法を学びます。

介護実習Ⅱ（15日間）

特別養護老人ホーム

介護老人保健施設

＜内容＞ 国際機能分類（ICF）の視点をふまえた介護過程の展開を理解し、介護過程のアセスメントを実践します。

3年次 介護実習Ⅰ（10日間）

知的障害児通園施設

＜内容＞ 実習施設がどのような働きをしているのか、また利用する子どもたちや利用者に対してどのような援助がなされているのかを学びます。詳細な観察を通してのコミュニケーションを行い、その人にとって適したコミュニケーション方法を考えていきます。

認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）

＜内容＞ 認知症のある利用者への関わり方を理解し、日常生活での役割を利用者とともに担い、グループホームにおける「共同生活」が、一人ひとりの利用者にとってどのような影響を与えるかを学びます。

介護実習Ⅱ（20日間）

介護老人保健施設

特別養護老人ホーム

＜内容＞ 国際生活機能分類（ICF）の視点をふまえた介護過程の展開を理解し、介護過程を実践します。

5. 実績に関する情報

① 卒業者の延べ人数

前々年度までの 卒業生の累計	前年度の卒業生数	卒業生の合計
133	8	141

② 卒業者の進路の状況

就職先	卒業生数
介護保険施設	3
他産業	1
進学	4
合計	8

※西南学院大学人間科学部社会福祉学科に特別推薦枠あり

6. 折尾愛真高等学校 学則

折尾愛真高等学校 学則

第一章 総 則

「目 的」

第 1 条 本校は、教育基本法の趣旨に則り、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じてキリスト教主義による人格教育並びに社会の成員として、必要な高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

「中高一貫教育」

第 1 条の 2 本校は、入学者のうち、折尾愛真中学校を卒業した者に対して、その中学校における教育と合わせた中高一貫教育（併設型高等学校）を行う。

「名称及び位置」

第 2 条 本校は、折尾愛真高等学校と称し、次の課程及び学科を置く。

- (1) 全日制の課程
- (2) 看護専攻科

第 3 条 本校は福岡県北九州市八幡西区堀川町 12 番 10 号に置く。

「修業年限」

第 4 条 本校の修業年限は、全日制の課程については 3 年とし、看護専攻科については、その修業年限を 2 年とする。全日制看護科及び看護専攻科において 5 年一貫による看護師養成を行う。

「生徒の定員」

第 5 条 本校の生徒定員は、次のとおりとする。

全日制の課程

学年別 学 科	第 1 学年 生徒定員	第 2 学年 生徒定員	第 3 学年 生徒定員	合 計
商業科	120	120	120	360
看護科	70	70	70	210
普通科	150	150	150	450
計	340	340	340	1,020
看護専攻科	70	70		140
合 計	410	410	340	1,160

第二章 学年・学期及び休業日

「学 年」

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 年 31 日に終る。

「学 期」

第 7 条 学年を分けて次の 3 学期とする。

第一学期 4 月 1 日より 8 月 31 日まで

第二学期 9 月 1 日より 12 月 31 日まで

第三学期 翌年 1 月 1 日より 3 月 31 日まで

「休業日」

第 8 条 休業日を次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日

(2) 土曜日・日曜日

(3) 夏期休業 7 月 21 日より 8 月 31 日まで

(4) 冬期休業 12 月 26 日より翌年 1 月 7 日まで

(5) 春期休業 3 月 20 日より 4 月 7 日まで

第 9 条 学校長は、教育上必要があり、かつやむを得ない事情があると認めるときは、前条にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

2 非常変災、その他急迫の事情があるときは、学校長は臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、その旨を直ちに県知事に報告しなければならない。学校長が必要と認めるときは、授業時間を短縮し又は授業を休止することができる。ただし、学年開始の前後における授業休止は 10 日以内とする。

第 三 章 部科の組織

「設置学科名」

第 10 条 本校には看護専攻科を置き、全日制の課程には次の学科を置く。

(1) 全日制の課程

① 商業科

② 看護科

③ 普通科

(2) 看護専攻科

第 四 章 教育課程及び授業単位数

「教育課程及び授業単位数」

第 11 条 教育課程及び授業単位数は別表のとおりとする。

第 五 章 入学・休学・退学

「入学時期」

第 12 条 入学の時期は 4 月の始めとする。

第 13 条 入学志願者に対しては、その学業成績、欠席状況その他必要な事項について調査し、定められた入学選考試験を施行の上その入学の許否を決定する。ただし、折尾愛真中学校を卒業す

る者で、折尾愛真高等学校に入学を志願する者については、入学選考試験は実施せずに入學を許可する。

「入学資格」

第 14 条 入学を許可すべきものは、品行方正、身体健全、志操堅固にして次の資格を備えなければならない。中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者。

- 2 看護専攻科へ入学することのできる者は、高等学校看護科を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者。

第 15 条 相当の年齢に達し、前各学年の課程を終えた者と同等以上の学力を有する者は、第 2 学年以上に入学を許可することができる。

- 2 前項の入学者の学力は、前各学年の程度に準じて、考査によりこれを検定する。

第 16 条 他の同種の学校から転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、当該学年の程度により、学力考査の上編入を許可することができる。

「受験資格」

第 17 条 入学志願者は、学校所定の入学願書及び所定の調査書その他の書類に、入学考査料（折尾愛真中学校からの入学志願者を除く。）を添えて願出しなければならない。

「入学手続」

第 18 条 入学を許可された者は、学校所定の誓約書に下記の入学金及び施設費を納入しなければならない。

(1) 全日制の課程

① 入学金 金 90,000 円

(2) 看護専攻科

① 入学金 金 120,000 円

② 施設費 金 120,000 円

本校看護科より看護専攻科に進級する者については、①入学金を徴収しない。

ただし、保証人は学校所在地付近において独立の生計を営む成年者でなければならない。

「休学及び退学」

第 19 条 全日制の課程及び看護専攻科の生徒で、病気その他やむを得ない事由により、引き続き 3 ヶ月以上出席できないときは、保証人が連名し、願出の上 1 年以内休学することができる。ただし、病気の者は医師の診断書を添付しなければならない。

第 20 条 退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署の上願出しなければならない。

「退学」

第 21 条 次の各号の一に該当する者は、退学を命ずることができる。

- (1) 素行不良にして、改善の見込みがないと認められた者
- (2) 身体的事情により、学習に耐えられないと認められた者
- (3) 学習意欲が欠如して、成業の見込みがないと認められた者
- (4) 正当の理由なくして、引き続き 11 ヶ月以上欠席した者
- (5) 何等の理由にかかわらず、引き続き 11 ヶ月以上欠席した者
- (6) 授業料及びその他の納入金の納付を怠り、指定の期日を 1 ヶ月以上経過した者

第 六 章 課程修了及び卒業

「成績査定（進級及び卒業）」

第 22 条 各学年の課程の修了又は全学科の認定は、卒業の学業成績並びに行状を考査して、これを定める。

2 前項の考査方法に関しては別に定める。

第 23 条 本校所定の全課程を終え、成績考査に合格した者は、学校所定の卒業証書を授与する。

第 七 章 賞 罰

「褒 賞」

第 24 条 操行善良にして精励なる者又は学力優秀で他の生徒の模範となるものは、学校長はこれを褒賞することができる。

「懲 戒」

第 25 条 校則又は命令に違背し、その他生徒としての本分に反する者は、学校長はその行為の軽重に従って、これを譴責、謹慎、停学、又は退学に処することができる。

第 八 章 授業料及びその他の納入金・入学考査料

「授業料及びその他の納入金」

第 26 条 全日制の課程、看護専攻科の授業料及びその他の納入金の月額は次のとおりとする。

(1) 全日制の課程

① 授 業 料	金 33,000 円
② 維 持 費	金 3,000 円
③ 教育充実費	
特別進学コース	金 2,600 円
一貫コース	金 2,600 円
介護福祉士コース	金 3,500 円
保育コース	金 700 円
看護科	金 3,800 円
製菓衛生師コース	金 2,200 円

(2) 看護専攻科

① 授 業 料	金 35,000 円
② 教育充実費	金 7,900 円

上記の納入金は、毎月指定の日に納入しなければならない。

その期日後に入学した者は、入学の翌日にこれを徴収する。

特別の事情があるときは、授業料及びその他納入金を免除することがある。

2 生活保護世帯等の生徒にかかる授業料軽減についての規定は別に定める。

第 27 条 授業料及びその他の納入金は、病気その他の事故により全月休止するとき又は休学を許可せられた期間が全月に亘るときは、授業料及びその他の納入金を徴収しない。

第 28 条 入学考査料は次のとおりとする。

(1) 全日制の課程 金 10,000 円

(2) 看護専攻科 金 15,000 円

第 29 条 既納の授業料及びその他の納入金、入学考査料及び入学金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 九 章 職員組織

第 30 条 本校に次の職員を置く。

	校長	教頭	教諭	助教諭	講師	養護教諭	事務職員	学校医	計
全日制	1	1	38		25	1	7	4	77
看護科・ 看護専攻 科		(1)	11	2	10		(1)		23(2)

第 十 章 職員の職務

第 31 条 学校長及び職員は、教育基本法の趣旨に則り法律命令に従い、誠実にその職務に服する。

第 32 条 学校長は職員を監督し、校務を処理し、設置者は学校経営をつかさどり、職員は専ら生徒の訓育に従事し、事務職員は庶務及び経理に従事する。

2 用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第 十 一 章 補 則

第 33 条 本校に寄宿舎を設ける。

2 寄宿舎に関する規則は別に定める。

第 34 条 この学則施行に関する必要な細則は、別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

2 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。ただし、衛生看護専攻科の生徒にして、昭和 50 年度以前の入学者については、第 26 条の改正規定は適用しない。

3 この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。ただし、衛生看護専攻科の生徒にして、昭和 51 年度以前の入学者については、第 26 条の改正規定は適用しない。

4 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。ただし、衛生看護専攻科の生徒にして、昭和 52 年度以前の入学者については、第 26 条の改正規定は適用しない。

5 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。ただし、衛生看護専攻科の生徒にして、昭和 53 年度以前の入学者については、第 26 条の改正規定は適用しない。

6 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。ただし、衛生看護専攻科の生徒にして、昭和 55

年度以前の入学者については、第 26 条の改正規定は適用しない。

- 7 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。ただし、衛生看護専攻科の生徒にして、昭和 56 年度以前の入学者については、第 26 条の改正規定は適用しない。
- 8 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。ただし、衛生看護専攻科の生徒にして、昭和 57 年度以前の入学者については、第 26 条の改正規定は適用しない。
- 9 この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。ただし、衛生看護専攻科の生徒にして、昭和 58 年度以前の入学者については、第 26 条の改正規定は適用しない。
- 10 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 5 条の全日制課程商業科にかかる学則入学定員 6 学級 300 人、総定員 18 学級 900 人は、昭和 65 年度（昭和 66 年 3 月 31 日）までの経過措置とする。なお、附則第 36 条第 10 項の学年進行に伴う経過措置は別表のとおりとする。
 - (2) 衛生看護専攻科の生徒にして、昭和 59 年度以前の入学者については、第 26 条第 3 号の改正規定は適用しない。
- 11 この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 5 条の全日制課程商業科にかかる学則入学定員 6 学級 300 人、総定員 18 学級 900 人は、昭和 65 年度（昭和 66 年 3 月 31 日）までの経過措置とする。なお、附則第 36 条第 11 項の学年進行に伴う経過措置は別表のとおりとする。
 - (2) 衛生看護専攻科の生徒にして、昭和 60 年度以前の入学者については、第 26 条第 3 号の改正規定は適用しない。
- 12 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 5 条の全日制課程商業科にかかる学則入学定員 6 学級 300 人、総定員 18 学級 900 人は、昭和 65 年度（昭和 66 年 3 月 31 日）までの経過措置とする。なお、附則第 36 条第 12 項の学年進行に伴う経過措置は別表のとおりとする。
 - (2) 全日制の課程及び衛生看護専攻科の生徒にして、昭和 61 年度以前の入学者については、第 26 条第 1 号及び第 3 号の改正規定は適用しない。
- 13 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 5 条の全日制課程商業科にかかる学則入学定員 6 学級 300 人、総定員 18 学級 900 人は、昭和 65 年度（昭和 66 年 3 月 31 日）までの経過措置とする。なお、附則第 36 条第 13 項の学年進行に伴う経過措置は別表のとおりとする。
 - (2) 全日制の課程及び衛生看護専攻科の生徒にして、昭和 62 年度以前の入学者については、第 26 条第 1 号及び第 3 号の改正規定は適用しない。
- 14 この学則は、平成元年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 5 条の全日制課程商業科にかかる学則入学定員 6 学級 300 人、総定員 18 学級 900 人は、平成 2 年度（平成 3 年 3 月 31 日）までの経過措置とする。なお、附則第 36 条第 14 項の学年進行に伴う経過措置は別表のとおりとする。
 - (2) 全日制の課程及び衛生看護専攻科の生徒にして、平成元年度以前の入学者については、第 26 条第 1 号及び第 3 号の改正規定は適用しない。
- 15 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 5 条の全日制課程商業科にかかる学則入学定員 6 学級 300 人、総定員 18 学級 900 人は、平成 2 年度（平成 3 年 3 月 31 日）までの経過措置とする。なお、附則第 36 条第 15 項の学年進行に伴う経過措置は別表のとおりとする。
 - (2) 全日制の課程及び衛生看護専攻科の生徒にして、平成元年度以前の入学者については、第 26 条第 1 号及び第 3 号の改正規定は適用しない。

- 16 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 17 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 18 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
- 19 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 20 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
- 21 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
- 22 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
- 23 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
- 24 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
- 25 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
- 26 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
- 27 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
- 28 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
- 29 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

専攻科は平成 17 年 4 月 1 日以降に入学した者に対しては看護専攻科の名称を適用し、平成 17 年 3 月 31 日までに在籍している者に対しては、衛生看護専攻科の名称を適用する。

- 30 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 18 年度・平成 19 年度・平成 20 年度・平成 21 年度の収容定員及び職員組織は次のとおりとする。

- 31 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- 32 この学則は、福岡県知事の認可の日（平成 19 年 10 月 22 日）より施行する。
- 33 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 34 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 35 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- 36 この学則第 26 条第 2 項は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- 37 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 23 年度、平成 22 年度、平成 21 年度、平成 20 年度、平成 19 年度入学生については次のとおりとする。

(1) 全日制の課程

- ① 授業料 金 21,000 円
- ② 教育充実費 金 9,500 円

(2) 看護専攻科

- ① 授業料 金 23,000 円
- ② 教育充実費 金 10,000 円

- 38 この学則 第 11 条は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 39 この学則 第 11 条は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 40 この学則 第 26 条は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、平成 29 年度及び平成 30 年度入学生については次のとおりとする。

(1) 全日制の課程

- ① 授業料 金 22,000 円
- ② 教育充実費 金 9,500 円

- 41 この学則 第 11 条は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 42 この学則 第 11 条は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 43 この学則 第 18 条 (1) の入学金及び第 26 条は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第

26条(1)について、平成30年度入学生については次のとおりとする。

(1) 全日制の課程

- | | |
|----------|------------|
| ① 授業料 | 金 31,500 円 |
| ② 維持費 | なし |
| ③ 教育充実費 | |
| 特別進学コース | なし |
| 一貫コース | なし |
| 介護福祉士コース | 金 3,500 円 |
| 保育コース | 金 700 円 |
| 看護科 | 金 1,200 円 |
| 製菓衛生師コース | 金 2,200 円 |

また、令和元年度入学生については次のとおりとする。

(1) 全日制の課程

- | | |
|----------|------------|
| ① 授業料 | 金 32,000 円 |
| ② 維持費 | なし |
| ③ 教育充実費 | |
| 特別進学コース | なし |
| 一貫コース | なし |
| 介護福祉士コース | 金 3,500 円 |
| 保育コース | 金 700 円 |
| 看護科 | 金 1,200 円 |
| 製菓衛生師コース | 金 2,200 円 |

第26条(2)について、令和元年度進級生については次の通りとする

(2) 看護専攻科

- | | |
|---------|------------|
| ① 授業料 | 金 34,000 円 |
| ② 教育充実費 | 金 7,900 円 |

44 この学則 第28条(1)の入学考査料は、令和2年7月1日より施行し、令和3年度入学入試より適応する。

7. 別表：教育課程 普通科介護福祉士コース

教科	類 型	共 通			
		科目 \ 学年	1	2	3
普通 教育 に 関 す る 各 教 科 ・ 科 目	国 語	国語総合	5		
		国語表現			
		現代文A			
		現代文B		3	3
		古典A			
		古典B		3	3
	地 理 歴 史	世界史A	2		
		世界史B			
		日本史A			
		日本史B			
		地理A			
		地理B		3	3
	公 民	現代社会		2	2
		倫理			
		政治・経済			2
	数 学	数学Ⅰ	3		
		数学Ⅱ		4	
		数学Ⅲ			
		数学A	2		
		数学B			
		数学活用			
	理 科	科学と人間			
		物理基礎	2		
		物理			
		化学基礎		2	
		化学			
		生物基礎	2		
		生物			
		地学基礎			
		地学			
		理科課題研究			
	保 健 体 育	体育	3	2	2
		保健	1	1	
	芸 術	音楽Ⅰ	2		
		音楽Ⅱ			2
		音楽Ⅲ			
		美術Ⅰ			
		美術Ⅱ			
		美術Ⅲ			
		工芸Ⅰ			
		工芸Ⅱ			
		工芸Ⅲ			
		書道Ⅰ			
		書道Ⅱ			
		書道Ⅲ			
	外 国 語	コミュニケーション英語基礎			
		コミュニケーション英語Ⅰ	3		
コミュニケーション英語Ⅱ			4		
コミュニケーション英語Ⅲ				4	
英語表現Ⅰ			2	2	
英語表現Ⅱ					
	英語会話		1	1	
家 庭	家庭基礎	2			
	家庭総合				
	生活デザイン				
情 報	社会と情報	2		2	
	情報の科学				
学 校 設 定 教 科	聖書	1	1	1	
	数学演習		2	3	
総合的な探究の時間		1	1	1	
特 別 活 動	ホームルーム活動	1	1	1	
合 計		32	32	32	

8. 普通科介護福祉士コースに関する細則(入学者又は入学希望者の選択に資する情報を含む)

普通科介護福祉士コースに関する細則 (折尾愛真高等学校)

「名称」

第1条 折尾愛真高等学校普通科介護福祉士コースと称する。

「学生定員及び学級数」

第2条

	第1学年	第2学年	第3学年	合計
定員数	26	26	26	78
学級数	1	1	1	3

「教育課程及び授業時間数」

第3条 教育課程及び授業時間数は別表のとおりとする。

「入学者の選考」

第4条

1. 推薦入学

中学校の調査書提出：評定平均 3.0 程度以上

基礎力試験：国語、数学 2教科 50分間

面接：集団面接「5人」 5分程度

判定：面接、試験、調査書に基づき合否判定会議を実施し、総合的に判定。

2. 一般入学

中学校の調査書提出

試験科目：国語、数学、理科、社会、英語 5教科 各教科 45分間

判定：試験、調査書に基づき合否判定会議を実施し、総合的に判定。

「成績考査」

第5条

1. 平常点は各学期の成績に入れる。

従って学年成績は、
一学期成績
二学期成績
三学期成績 } 合計 ÷ 3 =
の計算とし、四捨五入したものとする。

2. 学年成績は次の換算基準により五段階評価で評定し、通知票の学年欄に記入する。

100点～85点	5
84点～70点	4
69点～45点	3
44点～35点	2
34点～0点	1

【参考】

全体の評定平均値	学習成績概表
5.0 ～ 4.3	A
4.2 ～ 3.5	B
3.4 ～ 2.7	C
2.6 ～ 1.9	D
1.8 以下	E

「課程修了の認定」

第6条

1. 認定の基準

- (1) 別表に表す授業時間数の3分の2以上（介護実習は5分の4以上）出席していること。
- (2) 一般教科：本校所定の単位を履修し、評定2以上の評価を受けていること。
- (3) 専門教科：本校所定の単位を履修し、評点60点以上の評価を受けていること。

2. 追考査の方法

成績判定会議において修得不認定となった科目については、特別指導の後追考査を行う。

第7条

この規程の改廃は理事会において行う。

附則

1. この規程は平成21年4月1日から施行する。
2. この規程は平成23年4月1日から施行する。
3. この規程は平成30年4月1日から施行する。